

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年3月19日条例第2号）の一部改正

第1条に係る部分

新				旧			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
名称	目的	位置		名称	目的	位置	
省略				省略			
愛媛県産業情報センター	企業の情報化を支援するため、産業情報の収集、発信等を行うとともに、 _____ 研修に必要な施設を提供する。	松山市		愛媛県産業情報センター	企業の情報化を支援するため、産業情報の収集、発信等を行うとともに、 <u>情報の加工及び編集並びに</u> 研修に必要な施設を提供する。	松山市	
省略				省略			
別表第2（第2条関係）				別表第2（第2条関係）			
名称	目的	位置	所轄区域	名称	目的	位置	所轄区域
省略				省略			
愛媛県西条保健所	同	西条市	新居浜市及び西条市	愛媛県新居浜保健所	同	新居浜市	新居浜市
愛媛県今治保健所	同	今治市	今治市及び越智郡	愛媛県西条中央保健所	同	西条市	_____西条市
愛媛県松山保健所	同	松山市	伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊予郡	愛媛県今治中央保健所	同	今治市	今治市及び越智郡
				愛媛県松山中央保健所	同	松山市	伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊予郡
愛媛県八幡浜保健所	同	八幡浜市	八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡及び西宇和郡	愛媛県大洲保健所	同	大洲市	大洲市及び喜多郡
愛媛県宇和	同	宇和島市	宇和島市、北宇和	愛媛県八幡浜中央保健所	同	八幡浜市	八幡浜市_____、西予市_____及び西宇和郡
				愛媛県宇和	同	宇和島市	宇和島市、北宇和

新				旧			
島保健所			郡及び南宇和郡	島中央保健所			郡及び南宇和郡
省略				省略			
別表第3（第10条関係）				別表第3（第10条関係）			
1 愛媛県体験型環境学習センター 2 えひめこどもの城 3 愛媛県在宅介護研修センター				愛媛県在宅介護研修センター			

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

第2条に係る部分

新			旧		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
名称	目的	位置	名称	目的	位置
省略			省略		
愛媛県産業情報センター	企業の情報化及び新たな事業の創出を支援するため、産業情報の収集、発信等を行うとともに、研修及び創業に必要な施設を提供する。	松山市	愛媛県産業情報センター	企業の情報化_____を支援するため、産業情報の収集、発信等を行うとともに、研修_____に必要な施設を提供する。	松山市
省略			省略		

愛媛県保健所設置条例（昭和51年3月23日条例第8号）の一部改正

第3条に係る部分

新	旧
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第156条第1項の規定に基づき、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所を次の表のとおり設置する。</p>	<p>（設置） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第156条第1項の規定に基づき、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所を別表__のとおり設置する。 （支所）</p>

新

名称	位置	所管区域
愛媛県四国中央保健所	四国中央市	四国中央市
愛媛県西条保健所	西条市	新居浜市及び西条市
愛媛県今治保健所	今治市	今治市及び越智郡
愛媛県松山保健所	松山市	伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊予郡
愛媛県八幡浜保健所	八幡浜市	八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡及び西宇和郡
愛媛県宇和島保健所	宇和島市	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡

旧

第2条 保健所に、規則で定めるところにより、支所を置くことができる。

別表（第1条関係）

1 中央保健所の名称、位置及び所管区域

名称	位置	所管区域
愛媛県西条中央保健所	西条市	新居浜市、西条市及び四国中央市
愛媛県今治中央保健所	今治市	今治市及び越智郡
愛媛県松山中央保健所	松山市	伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊予郡
愛媛県八幡浜中央保健所	八幡浜市	八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡及び西宇和郡
愛媛県宇和島中央保健所	宇和島市	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡

2 保健所の名称、位置及び所管区域

名称	位置	所管区域
愛媛県四国中央保健所	四国中央市	四国中央市
愛媛県新居浜保健所	新居浜市	新居浜市
愛媛県大洲保健所	大洲市	大洲市及び喜多郡

新	旧																																							
<p>（使用料の額）</p> <p>第2条 前条に規定する使用料（以下「使用料」という。）の額は、別表に定める額の範囲内で規則で定める額とする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、センターの附属設備及び備品を使用する場合の使用料の額は、実費を勘案して規則で定める額とする。</p> <p>。_</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ネットワーク研修室</td> <td>1時間につき</td> <td>1,980円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1時間につき</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>インキュベート・ルーム</td> <td>1平方メートル 1月につき</td> <td>1,830円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額							ネットワーク研修室	1時間につき	1,980円	会議室	1時間につき	1,300円	インキュベート・ルーム	1平方メートル 1月につき	1,830円	<p>（使用料の額）</p> <p>第2条 前条に規定する使用料（以下「使用料」という。）の額は、別表に定める額の範囲内で規則で定める額とする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>データ処理室</td> <td>1室 1時間につき</td> <td>970円</td> </tr> <tr> <td>マルチメディアソフト制作 体験室</td> <td>1室 1時間につき</td> <td>1,910円</td> </tr> <tr> <td>モニタリング室</td> <td>1時間につき</td> <td>760円</td> </tr> <tr> <td>ネットワーク研修室</td> <td>1時間につき</td> <td>1,980円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1時間につき</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	データ処理室	1室 1時間につき	970円	マルチメディアソフト制作 体験室	1室 1時間につき	1,910円	モニタリング室	1時間につき	760円	ネットワーク研修室	1時間につき	1,980円	会議室	1時間につき	1,300円			
区分	単位	金額																																						
ネットワーク研修室	1時間につき	1,980円																																						
会議室	1時間につき	1,300円																																						
インキュベート・ルーム	1平方メートル 1月につき	1,830円																																						
区分	単位	金額																																						
データ処理室	1室 1時間につき	970円																																						
マルチメディアソフト制作 体験室	1室 1時間につき	1,910円																																						
モニタリング室	1時間につき	760円																																						
ネットワーク研修室	1時間につき	1,980円																																						
会議室	1時間につき	1,300円																																						